

合併浄化槽維持管理業務委託契約書

委託者

(以下「甲」という。)と受託者

(以下「乙」という。)は、甲が

須賀川市合併処理浄化槽設置整備事業補助金(以下「補助金」という。)の交付を受けて設置する合併処理浄化槽(以下「浄化槽」という。)に関し、次のとおり契約を締結する。

第1条 甲及び乙は、信義に従い、この契約を誠実に履行するものとする。

第2条 乙は、浄化槽法(昭和58年法律第43号)の規定に従い、次に掲げる浄化槽の維持管理業務(以下「維持管理業務」という。)を行うものとする。

設置場所 須賀川市

設置年月日 年 月 日

2 乙は、保守点検及び法定検査の記録を甲へ提出するものとする。

第3条 乙は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 保守点検に係る業務

(2) 法定検査に係る業務

第4条 維持管理業務の委託に係る料金及び支払は、次のとおりとする。

(1) 保守点検に係る業務 円

仕様：環境省関係浄化槽法施行規則第2条のとおり

(2) 法定検査に係る業務 円

仕様：環境省関係浄化槽法施行規則第4条及び第9条のとおり

2 甲は、乙の文書による請求を受けたあと 日以内に料金を乙に支払うものとする。

第5条 甲及び乙は、この契約により生じた権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

第6条 乙は、この契約の履行について、業務の全部又は一部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

第7条 乙は、維持管理業務のため甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責めを負う。ただし、甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲がその責めを負うものとする。

第8条 この契約の有効期間は、契約締結の日から 年 月 日までとする。ただし、期間満了の1カ月前までに、甲、乙いずれからも契約内容の変更又は、解約について申し出のない場合は、1カ年延長するものとし、以後においても同様とする。

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲又は乙は、この契約を解除できるものとする。

(1) 補助金が交付されなくなったとき。

(2) 契約違反によりこの契約の目的達成ができなくなったとき。

2 前項の規定により、この契約が解除された場合、乙はこの契約履行のため乙において要した費用及び乙において甲のため既に支出した立替金を甲に請求することができる。

第10条 乙は、維持管理業務の施行に際して知り得た事実を、第三者に漏らしてはならない。

第11条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

甲（委託者）住 所

氏 名

Ⓜ

乙（受託者）住 所

氏 名

Ⓜ